

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第二二二号)(衆議院

提出)要旨

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による買取りの対象を拡大する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 銀行等保有株式取得機構による買取りの対象に、銀行等の保有する上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(J REIT)、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等が発行した優先株式及び優先出資証券を加える。

二 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。